

## 令和6年第9回農業委員会総会会議録

令和6年第9回船橋市農業委員会総会を9月6日午後3時00分船橋市役所6階602会議室に招集する。

### 出席委員（13人）

石山 幸男      齋藤 教子      金子 しのぶ      豊田 豊      長嶋 雄一      小川 晃      平野 恵昭  
神山 茂樹      高橋 光一      藤家 雅子      宍倉 由紀雄      藤城 孝義      岡庭 一美

### 農地利用最適化推進委員（1人）

武藤 英夫

### 欠席委員（1人）

藤平 尚志

|      |                                                                                     |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 議長   | それでは総会を始めますが、開会に先立ちまして、経済部農水産課から、農地についての意向調査について説明がございます。よろしく願います。                  |
| 農水産課 | _____ 説明 _____                                                                      |
| 議長   | ありがとうございました。<br>農水産課の職員は他の公務がございますので、ここで退席されます。                                     |
| 農水産課 | ありがとうございました。ご協力よろしくお願いいたします。<br>_____ 農水産課職員退室 _____                                |
| 議長   | それでは、出席委員数が定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第9回農業委員会総会を開催いたします。<br>なお、藤平尚志委員から欠席の連絡が入っております。 |

局長

事務局、傍聴人はおりますか。

議長

傍聴人はおりません。

それでは、まず議事録署名人でございますが、議長が指名するものとしてよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

議長

それでは、指名いたします。

2番、齋藤教子委員と、7番、平野恵昭委員の両名をお願いいたします。

それでは、お配りしてございます議案書の順序に従い、審議に入ります。

局長。

局長

農地法第5条許可申請について、議案第1号の1から4を上程いたします。

議長

本議案につきまして、高橋審査班長の報告を求めます。

高橋審査班長

それでは、今日3日、石山幸男委員、武藤英夫推進委員と共に審査いたしましたので、審査班としての所見を申し上げます。

議案書2ページ、地図1から3ページをご覧ください。議案第1号の1につきましては、宅地建物取引業の免許を有する譲受人が申請地を取得し、都市計画法第34条第11号により、建売分譲住宅11棟として転用するものです。

申請地は畑で、隣接地は宅地及び公衆用道路となっており、整備にあたり周囲にはブロックを施工し、また、雨水は雨水貯留槽を設置し雨水管へ接続、汚水、雑排水は公共汚水桝を設置し、公共下水道管へ接続することから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われま。

なお、申請地に隣接する農地はなく、都市計画法の手続きについては現在申請中であります。

資力については、証明書等で確認済みであり、信用については、現在、違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、申請地に沿う道路に水道管、ガス管が埋設されており、また、おおむね500メートル以内に教育施設である船橋市立大穴小学校と船橋市立大穴北小学校があることから、第3種農地と判断します。

続きまして、議案書2ページ、地図4から6ページをご覧ください。議案第1号の2から3につきましては、関連議案であります

ので一括説明いたします。

議案第1号の2から3につきましては、社会福祉法人である譲受人が申請地を取得し、都市計画法第34条第14号により、特別養護老人ホームとして転用するものです。

申請地は田で、隣接地は山林及び公衆用道路となっており、整備にあたり周囲にはブロック及びフェンスを施工し、また、雨水は雨水貯留槽施設にて処理後、既設の排水管へ接続、汚水、雑排水は既設の公共下水道管へ接続することから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われます。

なお、申請地に隣接する農地はなく、都市計画法の手続きについては現在申請中であります。

資力については、証明書等で確認済みであり、信用については、現在、違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、申請地が集团的農地としておおむね10ヘクタール未満であり、また市街化の可能性がある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

続きまして、議案書2ページ、地図4から5及び7ページをご覧ください。議案第1号の4につきましては、社会福祉法人である譲受人が申請地を取得し、従業員用の駐車場として転用するものです。

申請地は田で、隣接地は山林及び公衆用道路となっており、整備にあたり周囲にはフェンスを施工し、また、雨水については、砕石敷きによる自然浸透とすることから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われます。

なお、申請地に隣接する農地はありません。

資力については、証明書等で確認済みであり、信用については、現在、違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、申請地が集团的農地としておおむね10ヘクタール未満であり、また市街化の可能性がある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

以上、4議案につきましては許可相当と思われます。

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議長     | <p>ないようなので採決いたします。</p> <p>本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>全員一致であります。よって許可相当とすることに決しました。</p> <p>局長。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 局長     | 農地法第5条許可申請について、議案第1号の5を上程いたします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 議長     | 本議案につきまして、高橋審査班長の報告を求めます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 高橋審査班長 | <p>それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。</p> <p>議案書2ページ、地図8から10ページをご覧ください。議案第1号の5につきましては、文化財保護法で史跡に指定されている取掛西貝塚の一部について、史跡を恒久的に保護するため、譲受人である船橋市が申請地を取得して文化財保護用地として整備するものです。</p> <p>申請地は畑で、隣接地は畑、現況、公衆用道路、畑、宅地及び公共用道路となっており、整備にあたり周囲には一部に柵を設置し、また、雨水については自然浸透することから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われます。</p> <p>なお、申請地に隣接する農地所有者へ事業計画を説明済です。</p> <p>資力については、令和6年度予算で議決されており、予算書にて確認済です。</p> <p>農地の区分については、申請地が集团的農地としておおむね10ヘクタール未満であり、また市街化の可能性がある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。</p> <p>以上、本議案につきましては許可相当と思われます。</p> |
| 議長     | <p>ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等ございませんでしょうか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 議長     | <p>異議なしの声がございました。</p> <p>それでは採決いたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |

局長  
議長  
高橋審査班長

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって許可相当とすることに決しました。

局長。

農地法第5条許可申請について、議案第1号の6から9を上程いたします。

本議案につきまして、高橋審査班長の報告を求めます。

それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。

議案書3ページ、地図11から13ページをご覧ください。議案第1号の6につきましては、譲受人となる事業者が当該地を一時的に無償で借り受け、現在休耕田となっている当該地に農地を効率的に活用することを目的として、土砂等を搬入し、畑とする農地造成を行うものです。なお、造成工事が完了したら速やかに農地として使用できるよう、作付け計画書、農地復元誓約書、作付け誓約書が提出されております。

申請地は田で、隣接地は田及び用悪水路となっており、土砂等が流出しないよう、隣接地との境には木柵を施工することから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われまます。また、船橋市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例に基づく特別事業許可事前協議済書が添付されております。埋立て高は約1.7メートル程度であり、農地造成後は譲渡人である所有者に作付けすることを確認しております。

資力については、現在証明書で確認済であり、信用については、現在、違反行為がないことを確認しております。

農地の区分については、申請地が集团的農地としておおむね10ヘクタール未満であり、また市街化の可能性がある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

続きまして、議案書3ページ、地図14から16ページをご覧ください。議案第1号の7につきましては、譲受人となる事業者が当該地を一時的に無償で借り受け、現在休耕田となっている当該地に農地を効率的に活用することを目的として、土砂等を搬入し、畑とする農地造成を行うものです。なお、農地造成が完了したら速やかに農地として使用できるよう、作付け計画書、農地復元誓約書、作付け誓約書が提出されております。

申請地は田で、隣接地は田、水路及び公衆用道路となっており、土砂等が流出しないよう、隣接地との境には木柵を施工することから、隣接等への被害発生の恐れはないものと思われます。また、船橋市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例に基づく特定事業許可事前協議済書が添付されております。埋立て高は約0.6メートル程度であり、農地造成後は譲渡人である所有者が作付けすることを確認しております。

資力については、残高証明書で確認済みであり、信用については、現在、違反行為がないことを確認しております。

農地の区分については、申請地が集团的農地としておおむね10ヘクタール未満であり、また市街化の可能性がある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

続きまして、議案書3ページ、地図17から19ページをご覧ください。議案第1号の8につきましては、譲受人となる事業者が当該地を一時的に無償で借り受け、現在休耕田となっている当該地に農地を効率的に活用することを目的として、土砂等を搬入し、畑とする農地造成を行うものです。なお、農地造成が完了したら速やかに農地として活用できるよう、作付け契約書、農地復元誓約書、作付け誓約書が提出されております。

申請地は田で、隣接地は用悪水路となっており、土砂等が流出しないよう、隣接地との境には木柵を施工することから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われます。また、船橋市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例に基づく特定事業許可事前協議済書が添付されております。埋立て高は約1.7メートルから2.3メートル程度であり、農地造成後に譲渡人である所有者が作付けすることを確認しております。

資力については、現在証明書等で確認済みであり、信用については、現在、違反行為がないことを確認しております。

農地の区分については、申請地が集团的農地としておおむね10ヘクタール未満であり、また市街化の可能性がある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

続きまして、議案書3ページ、地図17から18及び20ページをご覧ください。議案第1号の9につきましては、譲受人となる事業者が当該地を一時的に無償で借り受け、隣接農地の土砂搬入にともない、搬入路及び作業用地として一時転用を行うものです。

申請地は田で、隣接地は田及び用悪水路となっており、整備にあたり申請地の一部を鉄板敷きとし、また、雨水については鉄板敷

き以外の部分で自然浸透することから、隣接地等への被害発生恐れはないものと思われます。

資力については、残高証明書で確認済みであり、信用については、現在、違反行為がないことを確認しております。

農地の区分については、申請地が集团的農地としておおむね10ヘクタール未満であり、また市街化の可能性がある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

以上、4議案につきましては許可相当と思われます。

議長 ただいまの審査班長報告に対し、ご異議はございませんでしょうか。

齋藤委員。

齋藤委員 田を埋めて畑にすることだと思うのですが、1つの事業者が同時に4議案、一時転用し、農地造成することになったいきさつをお聞きしたいと思います。

議長 事務局、よろしくお願いします。

事務局 事務局です。

申請代理人に確認しましたところ、土砂の搬出先の近隣で、土砂の搬入ができる場所を探していたところ、休耕田を畑にしたいという地元の声があり、需要と供給がマッチしたと伺っています。

議長 齋藤委員。

齋藤委員 ということは、農地の持ち主から埋めてほしいという依頼があったわけではなく、土砂が出て、その置き場所という感じで話が一致したということですか。

議長 事務局。

事務局 事務局です。

どちらでもあると思います。地元が近いので、そういう話も聞いているというのもありますし、もともとこの田をどうしようかと  
お考えの方もいらっしゃるし、どちらが先というよりかは、個々事情はあるとは思いますが、タイミングが一致したということ  
になると思います。

|      |                                                                                           |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議長   | 以上です。                                                                                     |
| 齋藤委員 | よろしいですか。                                                                                  |
| 議長   | 分かりました。                                                                                   |
|      | ほかにご質問等ございませんでしょうか。                                                                       |
| 穴倉委員 | 穴倉委員。                                                                                     |
| 議長   | 譲受人は、どのような事業をされている会社でしょうか。                                                                |
| 事務局  | 事務局。                                                                                      |
|      | 事務局です。                                                                                    |
|      | 会社登記簿謄本が提出されておりまして、下水道工事、土木工事、配管工事等、いわゆる開発行為に絡む事業を行っている会社で<br>ございます。                      |
| 穴倉委員 | では、土地を売ったりしている会社ではない？                                                                     |
| 議長   | 事務局。                                                                                      |
| 事務局  | 事務局です。                                                                                    |
|      | 開発に絡む工事をしている会社になります。                                                                      |
| 穴倉委員 | 分かりました。もう一点よろしいですか。                                                                       |
| 議長   | はい。穴倉委員。                                                                                  |
| 穴倉委員 | 18ページの地図で、今回申請地の隣の⑥という1,956平方メートルの土地がありますが、19ページを見ると造成中となっ<br>ておりますが、この造成中というのはどういうことですか。 |
| 議長   | 事務局。                                                                                      |
| 事務局  | 事務局でございます。                                                                                |
|      | 以前、同じような造成が出ておりましたが、現在、造成は終了しております。                                                       |

|      |                                                                                                                       |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 穴倉委員 | 分かりました。                                                                                                               |
| 議長   | ほかにご質問等ございませんでしょうか。                                                                                                   |
|      | (「異議なし」の声あり)                                                                                                          |
| 議長   | それでは採決いたします。                                                                                                          |
|      | 本議案について、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。                                                                               |
|      | 全員一致であります。よって許可相当とすることに決しました。                                                                                         |
|      | 局長。                                                                                                                   |
| 局長   | 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、議案第２号を上程いたします。                                                                                 |
| 議長   | 本議案につきまして、事務局から説明願います。                                                                                                |
| 事務局  | 議案第２号は、相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてでございます。議案書は４ページです。                                                                       |
|      | 本件につきましては、田喜野井６丁目に在住の申請人の父が令和５年１１月に死亡したことにより、生産緑地である田喜野井７丁目の畑２筆、計６０２平方メートルに関する耕作権について、相続税の納税猶予を受ける適格者として証明願の申請がありました。 |
|      | 事務局が調査したところ、現地が農地として利用されており、申請人から、今後も引き続き農業経営を行うことを確認しました。                                                            |
|      | 従いまして、申請人は相続税の納税猶予を受ける適格者であると思われます。                                                                                   |
|      | 以上です。                                                                                                                 |
| 議長   | ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。                                                                                        |
|      | 小川委員。                                                                                                                 |
| 小川委員 | この相続人は農業をしているのですか。                                                                                                    |
| 議長   | 事務局。                                                                                                                  |
| 事務局  | 相続人も農業経営されている方になります。                                                                                                  |

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議長   | よろしいですか、小川委員。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 小川委員 | はい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 議長   | ほかにご質問等ございませんでしょうか。<br><br>（「異議なし」の声あり）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 議長   | 異議なしの声がございました。<br><br>それでは採決いたします。本議案につきまして、相続税の納税猶予の適格者と認定することに賛成の方の挙手を求めます。<br><br>全員一致であります。よって適格者と認定することに決しました。<br><br>局長。                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 局長   | 令和6年度第5次農用地利用集積計画について、議案第3号の1から2を上程いたします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 議長   | 本議案につきまして、事務局から説明願います。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 事務局  | 議案第3号の1から2につきましては、令和6年度第5次農用地利用集積計画についてでございます。議案書は5ページです。<br><br>農業経営基盤強化促進法附則第5条及び旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項において、市は農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めなければならない旨の規定がございます。このことにより、市長から、農用地利用集積計画を作成するため、農業委員会の決定をいただきたい旨の依頼がありました。<br><br>1は、みやぎ台1丁目の畑1筆4,492平方メートルに賃借権3年、2は、神保町の畑4筆、計2,279平方メートルに賃借権3年、以上をそれぞれ新規に設定するものです。<br><br>事務局において借手の経営状況等を確認、調査した結果、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしており、計画を承認することが適当であると思われます。<br><br>以上です。 |
| 議長   | ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。<br><br>（「なし」の声あり）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |

|                |                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議長             | <p>それでは採決いたします。</p> <p>本議案につきまして、令和6年度第5次農用地利用集積計画として承認することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>全員一致であります。よって承認することに決しました。</p> <p>局長。</p>                                                                                                                                       |
| 局長             | 令和6年度第5次農用地利用集積計画について、議案第3号の3を上程いたします。                                                                                                                                                                                                                           |
| 議長             | <p>本議案の審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、私が利害関係者に該当しますので退席させていただきます。これにともない、農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定により、以降の進行を藤城会長職務代理者をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">————— 岡庭会長退室 —————</p>                                                                            |
| 会長職務代理者<br>事務局 | <p>それでは、本議案につきまして、事務局から説明をお願いします。</p> <p>議案第3号の3につきましては、令和6年度第5次農用地利用集積計画についてでございます。議案書は5ページです。</p> <p>3は、二和東3丁目の畑6筆、計2,400平方メートルに賃借権3年、以上を新規に設定するものです。</p> <p>事務局において借手の経営状況等を確認、調査した結果、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしており、計画を承認することが適当であると思われます。</p> <p>以上です。</p> |
| 会長職務代理者        | <p>ただいまの事務局説明に対し、ご意見がございましたらお願いします。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p>                                                                                                                                                                                                      |
| 会長職務代理者        | <p>異議なしという声がありましたので、それでは採決いたします。</p> <p>本議案につきまして、令和6年度第5次農用地利用集積計画として承認することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>全員一致であります。よって承認することに決しました。</p> <p>ここで議長を交代いたします。岡庭会長、入室をお願いします。</p>                                                                                            |

岡庭会長入室

議長

それでは審議に戻ります。

局長。

局長

都市農地の貸借の円滑化に関する法律による事業計画の決定について、議案第4号を上程いたします。

議長

本議案の審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、穴倉委員は利害関係者に該当しますので、退席を求めます。

穴倉委員退室

議長

それでは、本議案につきまして、事務局から説明願います。

事務局

議案第4号につきましては、都市農地の貸借の円滑化に関する法律による事業計画の決定についてでございます。議案書は6ページです。

都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定により、市は農業委員会の決定を経て、都市農地の賃借権等の設定に係る事業計画の認定をすることとされています。このため、市長から、事業計画を認定するため、農業委員会の決定をいただきたい旨の依頼がありました。

該当地は、生産緑地である前原東の畑2筆、計1,982平方メートルに賃借権1年を継続して設定するものです。

事務局において事業計画について確認、調査したところ、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項各号の要件を満たしており、事業計画を決定することが適当であると思われま。

以上です。

議長

ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声がございました。

それでは採決いたします。

議長  
局長

本議案につきまして、都市農地の貸借の円滑化に関する法律による事業計画として決定することに賛成の方の挙手を求めます。  
全員一致であります。よって承認することに決しました。

宋倉委員、入室をお願いします。

宋倉委員入室

続いて、事務局より報告がございます。

事務局でございます。

事務局より報告事項が6件ございます。

まず初めに、報告事項（１）、議案書は7ページになります。農地法第3条の3の届出に係る受理通知書の交付について、1件の届出を受理いたしました。なお、あっせんの希望はございませんでした。

報告事項（２）、議案書は8ページから12ページになります。農地法第4条届出に係る受理通知書の交付について、7月中に21件の届出を受理いたしました。

報告事項（３）、議案書は13ページから17ページになります。農地法第5条届出に係る受理通知書の交付について、7月中に25件の届出を受理いたしました。

以上、報告事項（１）から（３）の届出につきましては、農業委員会事務局規程第7条第1項第1号の規定により、局長専決として受理書を交付いたしました。

続きまして、報告事項（４）、議案書は18ページになります。転用許可に伴う工事完了報告について、2件の報告書の提出がありました。事務局で現地を調査し、工事の完了を確認いたしましたので、千葉県知事宛てに報告書を送付いたします。

報告事項（５）、議案書は19ページになります。軽微な農地改良の届出書の受理について、1件の届出書を受理いたしました。

最後に、報告事項（６）、議案書は20ページになります。生産緑地地区における行為の制限の解除について、2件の行為の制限の解除がなされ、市長より通知がありましたのでご報告いたします。

事務局からの報告は以上でございます。

議長

以上で本日予定されました議案審議は終了いたします。(午後4時5分)

続いて、事務連絡がございます。

事務局

\_\_\_\_\_ 事務連絡 \_\_\_\_\_

議長

それでは次に、農政小委員長より連絡事項がございます。

農政小委員長

\_\_\_\_\_ 連絡事項 \_\_\_\_\_

議長

次に、農委だより編集委員会委員長より連絡事項がございます。

農委だより委員長

\_\_\_\_\_ 連絡事項 \_\_\_\_\_

議長

以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

議長は、午後 4 時 10 分第9回農業委員会総会の閉会を宣言した。